

## 社会福祉法人への市の対応について(報告)

介護保険課 介護事業指導室

小規模多機能型居宅介護事業所(以下「小多機」という。)における人員配置の確認に係る市の対応について、以下のとおり報告します。

### 1 対応状況

- 平成29年 8月 4日 実地指導(定期)  
※小多機と通所介護の勤務表を分けて提出するよう指示
- 9月 4日 法人から勤務表が提出【①】  
↓ (9月4日に提出された勤務表で人員配置を確認)
- 9月11日 実地指導結果通知(人員基準に関する指摘事項なし)
- 平成30年 3月30日 実地指導(小多機とサービス付高齢者向け住宅との兼務状況の確認)  
※小多機の出勤簿と勤務表を押収。小多機の訪問サービスの業務日誌等は確認できず。  
↓ (押収した小多機の資料で人員配置を確認できるか検討)
- 4月16日 法人を訪問(追加書類の提出を依頼)  
※サ高住の業務日誌の提供あり。  
↓ (小多機の勤務表とサ高住の業務日誌で人員配置を確認)【②】
- 6月 4日 実地指導結果通知(平成29年8月を人員基準欠如と認定)

### 2 確認事項

#### 【①勤務表の改ざんについて】

##### <経緯>

- ・法人が普段使用している勤務表は、小多機と通所介護を一体的に作成したものであり、そのうちサ高住で勤務する職員には色(「終日サ高住」の凡例あり)が付されたものであった。
- ・平成29年(2017年)9月4日に提出された勤務表は、市の指示に従って小多機のみ勤務表を別途作成のうえ提出されたものである。この際、サ高住での勤務を示す色は付されていない。
- ・法人が使用している勤務表の色分けについて法人に確認したところ、色が付された職員は小多機の訪問サービスの専従者(勤務場所がサ高住)を示しているとの説明があった。

##### <市の判断>

法人の勤務体制等に関する理解が不足していたものであり、勤務表を改ざんする意図は確認できない。

## 【②人員配置の確認方法について】

### <経緯>

- ・平成30年(2018年)3月30日に実施した実地指導において、小多機の訪問サービスの業務日誌等の記録が確認できなかった。
- ・平成30年(2018年)4月16日、法人に追加書類の提出を依頼したところ、サ高住の業務に従事した時間が記録されているサ高住の業務日誌の提出があった。

### <市の判断(当時)>

- ・小多機とサ高住を兼務している職員の1日の勤務時間からサ高住の業務に従事した時間(サ高住の業務日誌で確認)を差し引くことで小多機の業務に従事した時間を推認できると判断し、その方法で人員配置の確認を行った。